

## 広島市障害福祉人材養成支援補助金に関するQ & A

同補助金交付要綱第8条に基づき、以下のとおり必要な事項を定める

Q 1 登録ヘルパーとして、別法人が運営する複数の事業所に登録している者が、補助対象資格等を取得した場合、どの法人が補助金交付対象となるのか。

A 1 当該補助対象資格等取得者が主として勤務する事業所を運営する法人が、交付対象となる。なお、主たる事業所の判断は、この補助金が資格取得者等を養成（研修費用の負担や研修期間中の代替職員の配置等）した運営法人に対するものであることを勘案して行う必要がある。

Q 2 相談支援専門員については、相談支援事業所に勤務している者のみが補助対象資格等取得者となるのか。

A 2 必ずしも相談支援事業所に勤務している必要はない。

Q 3 相談支援従事者現任研修の受講者は、補助対象となるのか。

A 3 相談支援専門員を養成した運営法人に対して補助金を交付するため、初任者研修を終えてすでに相談支援専門員の任用資格者となっている者については、補助対象とならない。

Q 4 過去（補助事業施行前）に相談支援専門員初任者研修を修了していたが、5年経過後に現任研修を受講できずに相談支援専門員任用資格が消滅してしまった者の場合、補助事業施行後に改めて初任者研修を受講することで、補助対象となるのか。

A 4 改めて初任者研修を受講して相談支援専門員の任用資格を取得した場合、相談支援専門員を養成したことになり、補助対象となる。

Q 5 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士について、法人における雇用の前に試験に合格しており、雇用後に登録のみを行った場合、補助対象となるのか。

A 5 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士を養成した運営法人に対して補助金を交付するため、雇用前に試験に合格しているならば養成したことにはならず、雇用後に登録を行ったとしても補助対象とならない。

Q 6 介護保険サービスと障害福祉サービスを行っている法人において、補助対象資格等取得者に対するサービス間での人事異動があった場合、補助対象となる基準点はどの時点なのか。

A 6 補助対象資格等取得者となった時点で、障害福祉サービスに従事している必要がある。そのため、介護保険サービスのみに従事している期間に補助対象資格等を取得し、その後障害福祉サービスに従事することになったとしても、補助対象とならない。

Q7 介護保険サービスと障害福祉サービスを行っている法人において、それぞれのサービスを兼務している職員については、当該職員が補助対象資格等を取得した場合、補助対象となるのか。

A7 主たる業務が障害福祉サービスである職員については、補助対象となる。この場合、障害福祉サービスに従事した時間が、勤務した時間の5割を超えるものとする。

Q8 補助対象資格等取得後に、法人を退職した者については、補助対象となるのか。

A8 雇用期間中に補助対象資格等を取得したのであれば、人材養成を行っていることとなるため、申請時に当該補助対象資格等取得者が退職していたとしても、補助対象となる。

<平成28年2月追加分>

Q9 喀痰吸引等の第三号研修の修了者については、特定の者に対してのみ喀痰吸引等の行為を行うことができるが、過去に第三号研修を修了して認定特定行為業務従事者として認定されている職員が、新たに別の特定の者に対する第三号研修を受講し、認定特定行為業務従事者として認定された場合、補助対象となるのか。

A9 喀痰吸引等の第三号研修を修了してすでに認定特定行為業務従事者として認定されている職員が、別の特定の者に対する喀痰吸引等の行為を行う場合は、再度第三号研修を受講（基本研修については免除される）したうえで、当該別の特定の者に対する認定特定行為業務従事者として新たに認定される必要があるため、新たに認定を受けた時点で補助対象資格等取得者として申請することができる。

ただし、当該職員が過去に認定特定行為業務従事者として申請されて補助金の交付を受けている場合は、別の特定の者に対する認定特定行為業務従事者として新たに認定を受けたとしても、補助対象資格等取得者として申請することはできない。

Q10 要綱第2条第1項第5号に規定されているたん吸引等を行うことができる介護職員について、「たん吸引等」とは具体的にどのような行為をさしているのか。

A10 認定特定行為業務従事者が行うことのできる特定行為は、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する「喀痰吸引等」の行為のうち研修を修了したものであり、具体的には、同法施行規則第1条に定める口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養をさす。